

資金不足等解消計画書

長崎県大村市
病院事業

第1 資金不足等による許可公営企業となった要因の分析

大村市病院事業は、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者として平成20年度から利用料金制の下で、経営体質の強化や医療水準の向上を推進してきました。

診療報酬などの料金収入はすべて指定管理者が収受することになっているため、市が借り入れた企業債の元利償還金などの病院事業で支払うべき経費は、一般会計からの繰入金に依存しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による患者の受診控え等により入院患者、外来患者共に前年度と比べて約1万人の大幅な減少となりました。平成25年度以来の赤字となった協会の病院運営を支えるため、4億円の資金貸付の財政支援を行いました。この財政支援には特別減収対策企業債を充当したため、地方財政法施行令第15条第1項の算定方法により資金不足による許可公営企業になりました。なお、特別減収対策企業債の元利償還金には、指定管理者からの返済金を充てるため、病院事業会計の経営上に影響はありません。

第2 計画期間

令和3年度から 令和17年度まで 15年間

第3 効率化・経営健全化の取組

(1) 投資・財政計画に関する事項

平成30年度に市立大村市民病院の改築が完了しました。今後は、老朽化した医療機器の更新等を適切に行い、医療体制の整備を推進します。

(2) 組織、人材、定員、給与に関する事項

平成20年度に指定管理へ移行し、病院事業会計は地方公営企業法の一部適用となったため、組織に関する事項は定めず職員配置を行っていません。

(3) 広域化に関する事項

広域化に関する検討などは行ってませんが、長崎県地域医療構想で推計した医療需要に合った規模の病床数とすることで、バランスのとれた医療体制づくりを進めています。

(4) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

平成20年度から利用料金制による指定管理者制度を導入し、公設民営で病院運営を行っています。

(5) その他の経営基盤の強化に関する事項

利用料金制による指定管理者制度による運営のため、医業収益が生じません。そのため、基準内繰入金で賄いきれない企業債元利償還金及び経費等は一般会計からの基準外繰入金によって賄っています。

(6) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

病院事業では、資金不足が生じないように一般会計からの繰入金を受け入れてきました。しかし、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した指定管理者に対する長期貸付金の財源として、特別減収対策企業債を借り入れたため、地方財政法に定める資金の不足額が生じています。

特別減収対策企業債の償還においては、指定管理者からの返済を充てるため、償還年限である令和17年度末に資金不足の解消を見込んでいます。

(7) 資金管理・調達に関する事項

病院事業には余裕資金がありませんが、適正な管理に努めます。調達については、企業債の発行において低利率である公的資金を活用しています。
また、収束が見えないコロナ禍において特別減収対策企業債の追加発行の必要が無いように、指定管理者と緊密な連携を図り、合理的かつ効率的な病院運営に努めます。

(8) 情報公開に関する事項

学識経験者、病院経営等に関する専門的知識を有する方、公募市民などで組織する市立大村市民病院運営市民会議にて報告します。

(9) その他重点事項

毎年度、計画の進捗管理を行い、病院事業及び指定管理者の経営状況を確認します。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

市立大村市民病院は、昭和26年10月に開設以来、公立病院として市民の生命と健康を守ることを目的として医療の提供を行ってきました。経営状況の悪化により、平成20年4月から公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者となり管理運営を行っていますが、病院の開設者は大村市であることに変わりなく、公設民営の経営形態を選択した現在でも公立病院としての使命である「政策医療」を担う必要があります。

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

病院事業は、地方公営企業法の基本原則「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」に基づき、三次救急医療を担う長崎医療センターと一次救急医療を担う民間医療機関との医療連携を図りながら、地域医療の中核的役割や政策医療といった重要な役割を担っています。

第4 資金不足等を解消するための方策

資金不足約4億円は、令和2年度に特別減収対策企業債の借入れを行ったことによるためです。特別減収対策企業債の償還には指定管理者への長期貸付金の返済を充てるため、償還年限である令和17年度末に資金不足の解消を見込んでいます。

第5 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画

別紙収支計画のとおり

第6 各年度ごとの地方財政法による資金不足の比率の見通し

(単位：%)

年度 資金不足比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (令和3年度)	計画中間年度 (令和9年度)	計画最終年度 (令和17年度)
地方財政法による 資金不足比率※	—	—	—	—

※病院事業では利用料金制による指定管理者制度を導入しているため医業収益が生じず、資金不足比率が算出できません。なお、地財法上の資金不足等の額については、別添収支計画に記載のとおりです。

第7 その他経営の健全化に必要な事項及び従来行ってきた措置

平成20年4月	利用料金制による指定管理者制度を導入（平成20年度から平成28年度）
平成21年3月	公立病院特例債の借入 ・指定管理者導入以前の市立病院の不良債務を、公立病院特例債を活用して解消
平成28年6月	指定管理者の募集（非公募）
平成28年9月	指定管理者を指定 ・指定管理期間：平成29年4月1日～令和29年3月31日（30年間）
平成29年4月	新病院完成、診療開始
令和3年3月	特別減収対策企業債の借入れ ・指定管理者へ長期貸付

収支計画

(単位:百万円※注7、%)

収益の収支

区分	年度	R2	R3(本)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	(決算)	年度	年度														
収入	1. 医業収益 a	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 料 金 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入 院 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外 来 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医業外収益	500	534	394	300	290	282	279	273	272	272	243	242	129	127	118	115
	(1) 他会計負担金	57	51	45	33	30	25	24	23	22	21	20	18	17	16	15	14
	う ち 基 準 内 繰 入 金	32	28	25	15	15	12	11	11	10	10	10	8	8	7	7	6
	う ち 基 準 外 繰 入 金	25	23	20	18	15	13	13	12	12	11	10	10	9	9	8	8
	(2) 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一 時 借 入 金 利 息 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 長期前受金戻入	443	483	349	267	260	257	255	250	250	251	223	224	112	111	103	101	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経常収益(A)	500	534	394	300	290	282	279	273	272	272	243	242	129	127	118	115	
支出	1. 医業費用 b	708	736	534	414	404	400	397	390	390	391	350	351	187	186	174	171
	(1) 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基 本 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 薬 品 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 経 費	2	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	う ち 委 託 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 減 価 償 却 費	706	709	512	392	382	378	375	368	368	369	328	329	165	164	152	149
	(5) そ の 他	0	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	2. 医業外費用	56	50	44	37	30	25	23	22	21	18	19	17	16	15	14	12
	(1) 支 払 利 息	56	50	44	37	30	25	23	22	21	18	19	17	16	15	14	12
	う ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常費用(B)	764	786	578	451	434	425	420	412	411	409	369	368	203	201	188	183	
経常損益(A)-(B)(C)	(264)	(252)	(184)	(151)	(144)	(143)	(141)	(139)	(139)	(137)	(126)	(126)	(74)	(74)	(70)	(68)	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 他 会 計 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純 損 益 (G)-(F)	(264)	(252)	(184)	(151)	(144)	(143)	(141)	(139)	(139)	(137)	(126)	(126)	(74)	(74)	(70)	(68)	
累 積 欠 損 金 (G)	2,262	2,514	2,698	2,849	2,993	3,136	3,277	3,416	3,555	3,553	3,681	3,679	3,755	3,753	3,825	3,821	
流 動 資 産 (7)	41	35	34	29	28	27	27	26	25	24	23	23	22	21	20	20	
う ち 未 収 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
流 動 負 債 (イ)	518	493	522	519	404	402	394	253	249	250	252	253	252	253	253	219	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 繰 越 財 源 (ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 許 可 債 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (イ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
単 年 度 資 金 収 支 額	(37)	19	(30)	(2)	114	1	8	140	3	(2)	(3)	(1)	0	(2)	(1)	34	
累 積 欠 損 金 比 率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (H)	360	366	367	372	340	307	274	242	209	177	145	111	79	47	14	(19)	
地 方 財 政 法 による (H) $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (I)	360	366	367	372	340	307	274	242	209	177	145	111	79	47	14	(19)	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (J)	400	400	400	400	367	333	300	267	233	200	167	133	100	67	33	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (K)	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	4,096	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (K) $\frac{(I)}{K} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注)1 複数の病院を有する事業にあっては、会計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。
 2 当年度以降の収支計画は過去の実績等を勘案のうえ、できる限り正確なものを作成すること。
 3 「流動負債」には、企業債の借付である一時借入金(いわゆる起債前借)の額に相当する額を除くこと。
 4 「翌年度繰越財源」とは、当該事業年度に執行すべき事業に係る支出予算額のうち、翌事業年度に繰り越したものの財源に充当することができる特定の収入で当該事業年度に収入された部分に相当する額をいう。
 5 「当年度許可債で未借入又は未発行の額」とは、当該事業年度において支出予算執行済とした建設改良費の財源に充てられる企業債のうち未借入又は未発行のものをいう。
 6 「単年度資金収支額」については、次の算式により算出すること。

$$\text{「N年度 単年度資金収支額」} = \text{N-1年度の「流動負債(イ)-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」}$$

 7 100床未満の病院にあっては、千円単位で記載すること。

収支計画

資本的収支

(単位:百万円、%)

区分	年度	R2 年度 (決算)	R3(本) 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度
収入	1. 企業債	417	13	21	14	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	481	517	492	521	485	370	368	360	219	215	216	218	218	218	218	218
	うち基準内繰入金	262	281	270	285	261	185	184	180	110	108	108	109	109	109	109	109
	うち基準外繰入金	219	236	222	236	224	185	184	180	109	107	108	109	109	109	109	109
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	300	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	8. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	収入計 (a)	1,198	530	513	535	534	419	417	409	268	264	265	267	267	267	267	267
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度同意等債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計(a)-(b)+(c) (A)	1,198	530	513	535	534	419	417	409	268	264	265	267	267	267	267	267
	1. 建設改良費	17	13	21	14	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	481	517	492	521	518	403	401	393	252	248	249	251	252	251	252	252
	うち建設改良のための企業債分	481	517	492	521	485	370	368	360	219	215	216	218	219	218	219	219
うち災害復旧のための企業債分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 他会計長期借入金返還金	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. その他	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち繰延勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)	1,198	530	513	535	534	419	417	409	268	264	265	267	268	267	268	268	
差引不足額 (B)-(A) (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	706	709	512	392	382	378	375	368	368	369	328	329	165	164	152	149
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	706	709	512	392	382	378	375	368	368	369	328	329	165	164	152	149	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当年度許可債で未借入又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (I)	7,062	6,558	6,087	5,580	5,078	4,691	4,306	3,929	3,693	3,461	3,228	2,993	2,757	2,522	2,286	2,050	

一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	R2 年度 (決算)	R3(本) 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度
収益的収支	(24,934)	(22,568)	(20,428)	(17,793)	(15,207)	(13,367)	(12,787)	(12,210)	(11,635)	(11,063)	(10,488)	(9,913)	(9,336)	(8,758)	(8,182)	(7,601)
資本的収支	57,362	51,134	44,796	33,452	30,260	25,314	24,148	22,996	21,845	20,701	19,553	18,402	17,247	16,092	14,939	13,787
計	(519,021)	(235,959)	(222,470)	(236,093)	(234,282)	(194,895)	(193,823)	(189,929)	(119,197)	(117,184)	(118,020)	(118,858)	(119,041)	(118,814)	(118,938)	(118,961)
	781,484	517,277	492,293	521,173	494,967	380,232	377,841	370,054	228,588	224,562	226,236	227,911	228,277	227,823	228,070	228,117
合	(543,955)	(258,527)	(242,898)	(253,886)	(249,489)	(208,262)	(206,610)	(202,139)	(130,832)	(128,247)	(128,508)	(128,771)	(128,377)	(127,572)	(127,120)	(126,562)
	838,846	568,411	537,089	554,625	525,227	405,546	401,989	393,050	250,433	245,263	245,789	246,313	245,524	243,915	243,009	241,904

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。